ASBJ

第 582 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-20
日付	2026 年 8 月 10 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 581 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 581 回企業会計基準委員会（2026 年 7 月 23 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案及び改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等の文案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の文案）

2. 審議事項(2)-3 第 11 項について、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際の取扱いに関する定めの適用のみを考えれば、当該取扱いを本文に記載するか、結論の背景に記載するかのどちらを採用しても影響はないと考える。一方、会計基準全体の体系の観点から考えた場合、会計方針の変更に関する特例的な定めを設けるよりも、現行の会計基準の体系の範囲で定めを設けるよう記載する方が、他の会計基準の開発時に不要なコストや議論を生まないこととなると考える。このため、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に基づく考え方を結論の背景に記載する方がよいと考える。

3. 審議事項(2)-3 第 11 項について、日本基準において、本文と結論の背景との間で規範性に違いはないと理解している。この場合、どちらに記載する場合も大差は生じないものの、どのような会計処理が要求されているかを定める場合は、本文に記載することがよいと考える。一方で、他の領域においても同根の問題があり、対応の指針をあわせて提供し、合理的に予見可能な状況にしようとする場合は、結論の背景に記載することがよいと考える。

4. 審議事項(2)-3 の第 11 項について、実務上の観点や体系上の観点、他の会計基準との関係を踏まえて効果が変わらないのであれば、結論の背景に記載する方がよいと考える。

以　上